

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600150号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600115号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月29日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成19年6月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月29日

A社の被保険者期間のうち、請求期間の賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者の「取引明細表」、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、A社の経理担当者の陳述(以下「賞与関連資料及び経理担当者の陳述」という。)から判断すると、請求者は、請求期間において賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められな

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600145号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600033号

第1 結論

昭和50年2月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月から昭和55年3月まで
請求期間については、母が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していたと、平成11年に亡くなった母から聞いている。当時の控えはないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとするその母は既に亡くなっており、請求者自身は請求期間に係る加入手続及び保険料の納付に関与していないとしていることから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和61年8月に払い出されていることが確認でき、その時点において、請求者は昭和61年4月1日に遡って国民年金の第1号被保険者資格を取得しており、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600166号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和50年5月6日に、B社に名称変更。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月1日から昭和50年6月1日まで
年金記録によると、B社での私の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和50年6月1日、弟の資格取得日は昭和49年10月1日となっているが、私は弟と同じ日に厚生年金保険に加入したはずなので、納得がいかない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その弟と同じ日に厚生年金保険に加入したと主張しており、同人に係る被保険者記録照会回答票に、B社において昭和49年10月1日に厚生年金保険被保険者資格取得との記載があることから、同社における自らの厚生年金保険被保険者資格取得日についても同日にするよう求めている。

しかしながら、請求者の弟は、B社ではなくその前身であるA社において昭和49年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同事業所に係る事業所番号等索引簿及び同人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

また、請求者が所持するB社成立時の資料(昭和50年4月14日付け定款、昭和50年4月24日付け社員総会議事録、代表取締役就任承諾書及び取締役会議事録並びに昭和50年5月7日付け登記簿謄本)により、同社は、請求者を代表取締役として、昭和50年5月6日に成立したことが確認できる上、請求者は、同社成立前は個人事業所であるA社の事業主であったと陳述していることから、請求期間のうち昭和49年10月1日から昭和50年5月6日までの期間について、個人事業所の事業主であった請求者は、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)第9条の規定により、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、請求期間のうち昭和50年5月6日から同年6月1日までの期間について、請求者は、自身に係る役員報酬から厚生年金保険料を控除したことが分かる資料は保管していないと

陳述している上、当該期間当時にB社に係る社会保険事務を委託していたと請求者が陳述している税理士事務所に照会したが、同事務所の担当者は、同社に係る資料は保管しておらず、当時のことを覚えている者もない旨回答していることから、当該期間において請求者に係る報酬から厚生年金保険料が控除されていたか否か確認できない。

加えて、上記期間にB社で厚生年金保険被保険者資格を有する10人の元従業員に照会し7人から回答を得たが、当該期間において請求者の報酬から厚生年金保険料が控除されていたとの回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。